部研修会

平成 29 年 1 月 20 日金 ホテルクレメント徳島 受講者:159名

研修副委員長 田中 純子(侑)アットワークス)

増え続ける空き家解消の一助として、また資源 の有効活用という視点から、中古住宅流通促進が 図られています。まずは中古住宅の価値を高める 必要があり、そして消費者が安心して売買できる ようにするために、宅建業法が改正されて重要事 項説明書に「インスペクション(建物の検査・調 査)」の項目が追加されることとなりました。(平 成30年4月1日施行)

そこで、去る1月20日にホテルクレメント徳島 において、講師として秋山英樹先生(1級建築 士・不動産コンサルタント)をお招きして本部研 修を開催しました。

研修のタイトルは「中古住宅売買時における住 宅インスペクションとは~平成30年4月1日改正 宅建業法施行への対応~ | でありましたが、協会 員159名の出席があり会員の関心の高さが窺えま した。

宅建業法改正による新たな措置内容と期待され る効果は以下の3項目です。

① 「媒介契約締結時宅建業者がインスペクショ ン業者のあっせんの可否を示し、媒介依頼者の 意向に応じてあっせんする。|

ここから期待される効果は「インスペクショ ン利用の促進」です。

② 「重要事項説明時に宅建業者がインスペク ション結果を買主に対して説明する。」

これにより建物の質を踏まえた購入判断や交 渉が可能になり、インスペクション結果を活用 した既存住宅売買に伴う瑕疵保険の加入が促進 されます。(但し、昭和56年6月1日以前の建物 には適用されず、同日以降のもので耐震化診断 をされたものが対象物件です。)

③ 「売買契約締結時に、基礎・外壁等の現況を 売主・買主が相互に確認し、その内容を宅建業 者から売主・買主に書面で交付する。」これに より建物の瑕疵をめぐった物件引渡し後のトラ ブル防止が図れます。

秋山講師のお話はわかりやすく、会場内から「イ ンスペクションの目的や効果を良く理解できた。| という声が多かったのですが「実務を行う上での 具体的な説明も欲しい。」というご意見もありま したので、書式の改訂等詳細な資料作成が急がれ ます。



講師